



山形県公報

令和8年3月10日(火)
第686号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 指定障害児通所支援事業者の指定……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) ……153
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(同) ……154
- 地域登録検査機関の登録の更新……………(県産米戦略推進課) ……同
- 漁獲共済の契約締結の申込みについての同意成立の届出……………(水産振興課) ……155
- 都市計画事業の変更の認可……………(下水道課) ……156

企業局関係

告 示

- 県民ゴルフ場の開場時間……………同
- 県民ゴルフ場の利用料金……………同

公 告

- 農地を利用する権利の設定の裁定申請……………(農業経営・所得向上推進課) ……157
- 同……………(同) ……158

正 誤

告 示

山形県告示第156号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和8年3月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の種類	定員	指定年月日
一般社団法人P e e e A C E 南陽市蒲生田1287番地	育みアカデミーP e e e A C E . m u m 南陽市川樋字平石20番地の1	児童発達支援	10名	令和8.3.1
一般社団法人P e e e A C E 南陽市蒲生田1287番地	育みアカデミーP e e e A C E . m u m 南陽市川樋字平石20番地の1	放課後等デイサービス	10名	同

山形県告示第157号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和8年3月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
山形県高齢者福祉生活協同組合 鶴岡市長者町17番18号	山形県高齢者福祉生活協同組合 米沢地域福祉事業所「まごころ」 米沢市舘山一丁目1番19号	重度訪問介護	令和 8. 3. 1

山形県告示第158号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第18条第3項において準用する同法第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をした。

令和8年3月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 登録年月日及び登録番号
平成18年3月28日
59
- (2) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
有限会社土門商店
取締役 土門 伸夫
飽海郡遊佐町小原田字沼田9番地の2
- (3) 農産物検査を行う農産物の種類
国内産玄米
- (4) 登録の区分
品位等検査
- (5) 農産物検査を行う区域
山形県
- (6) 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類

氏 名	農産物検査を行う農産物の種類	備 考
土 門 伸 夫	玄米	国内産農産物に限る。

- 2 (1) 登録年月日及び登録番号
平成18年3月28日
60
- (2) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
有限会社馬町さくらファーム
代表取締役 太田 裕徳
鶴岡市馬町字白川72-2番地
- (3) 農産物検査を行う農産物の種類
国内産玄米
- (4) 登録の区分
品位等検査
- (5) 農産物検査を行う区域
山形県
- (6) 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類

氏 名	農産物検査を行う農産物の種類	備 考
太 田 篤	玄米	国内産農産物に限る。

- 3 (1) 登録年月日及び登録番号
平成18年3月28日
62
- (2) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
農事組合法人山形リーダーズファーム
代表理事 荒澤 宏弥
新庄市大字萩野字横根山35番地の2
- (3) 農産物検査を行う農産物の種類
国内産玄米
- (4) 登録の区分
品位等検査
- (5) 農産物検査を行う区域
山形県
- (6) 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類

氏 名	農産物検査を行う農産物の種類	備 考
鈴 木 隆 一	玄米	国内産農産物に限る。

- 4 (1) 登録年月日及び登録番号
平成18年3月28日
63
- (2) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
有限会社こめの西田
代表取締役 西田 伸一
新庄市大町17番9号
- (3) 農産物検査を行う農産物の種類
国内産玄米
- (4) 登録の区分
品位等検査
- (5) 農産物検査を行う区域
山形県
- (6) 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類

氏 名	農産物検査を行う農産物の種類	備 考
西 田 伸 一	玄米	国内産農産物に限る。

山形県告示第159号

次の加入区に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項の規定による漁獲共済に係る共済契約の締結の申込みをすることについての同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和8年3月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 (1) 加入区の名称
吹浦加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
 - イ 加入区の区域 飽海郡遊佐町の区域
 - ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業であって飽海郡遊佐町吹浦の区域の者が営むもの
- 2 (1) 加入区の名称
吹浦加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
 - イ 加入区の区域 飽海郡遊佐町の区域
 - ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業であって飽海郡遊佐町の区域（吹浦を除く。）の者が営むもの

山形県告示第160号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和8年3月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 施行者の名称
山辺町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種 類 山形広域都市計画下水道事業
 - (2) 名 称 山辺町公共下水道（最上川流域下水道（山形処理区）山辺町流域関連公共下水道）
- 3 変更の内容
事業施行期間の変更
- 4 事業施行期間
平成元年7月28日から令和13年3月31日まで

企業局関係

告 示

山形県企業告示第2号

県民ゴルフ場管理条例（平成10年3月県条例第35号）第7条第2項の規定により、県民ゴルフ場の開場時間を次のとおり承認した。

令和8年3月10日

山形県企業管理者 松 澤 勝 志

- 1 開場時間
午前7時から午後5時まで
- 2 適用期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

山形県企業告示第3号

県民ゴルフ場管理条例（平成10年3月県条例第35号）第9条第2項の規定により、県民ゴルフ場の利用料金を次のとおり承認した。

令和8年3月10日

山形県企業管理者 松 澤 勝 志

- 1 利用料金

区 分		金 額	
コース利用料金 (グリーンフィ)	平日	1人9ホールまで	1,120円
		1人18ホールまで	2,332円
		1人18ホールを超え9ホールまで	950円
	土曜日等	1人9ホールまで	2,185円
		1人18ホールまで	4,462円
		1人18ホールを超え9ホールまで	1,100円
乗用カート利用料金 (カートフィ)	平日	1人9ホールまで	1,920円
		1人18ホールまで	2,778円
		1人18ホールを超え9ホールまで	1,000円
	土曜日等	1人9ホールまで	1,920円
		1人18ホールまで	2,778円
		1人18ホールを超え9ホールまで	1,250円

備考

- 1 「土曜日等」とは、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいい、「平日」とは、それ以外の日をいう。
 - 2 次に掲げる者が利用する場合のコース利用料金の額は、この表の額に100分の80を乗じて得た額以内とする。ただし、「1人18ホールを超え9ホールまで」の場合は除く。
 - (1) 年齢65歳以上の者
 - (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者
 - 3 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校若しくは高等学校の児童若しくは生徒又はこれらに準ずる者が利用する場合のコース利用料金の額は、1人9ホールまで975円、1人18ホールまで1,900円、1人18ホールを超え9ホールまでは830円とする。
- 2 適用期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

公 告

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があった。

令和8年3月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
南陽市赤湯字沼端1142番 1	田	1,396
南陽市赤湯字芳野前南2311番 4	田	2,327

- 2 申請に係る農地の利用の現況
耕作の事業に従事する者が不在である。
- 3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細
農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受けを希望する者に当該農地を貸し付ける。
- 4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和8年7月	5年	102,380円

- 5 その他
この公告に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、令和8年3月24日までに意見書を提出することができる。

(1) 意見書の記載事項

- イ 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- ロ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ハ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- ニ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- ホ 意見の趣旨及びその理由
- ヘ その他参考となるべき事項

(2) 意見書の提出先

山形県農林水産部農業経営・所得向上推進課

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があった。

令和8年3月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
南陽市川樋字山崎4169番	田	1,097
南陽市川樋字清水尻4557番	田	3,024

- 2 申請に係る農地の利用の現況
耕作の事業に従事する者が不在である。
- 3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細
農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受けを希望する者に当該農地を貸し付ける。
- 4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和8年7月	5年	185,445円

5 その他

この公告に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、令和8年3月24日までに意見書を提出することができる。

(1) 意見書の記載事項

- イ 意見書の提出者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
- ロ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ハ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- ニ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- ホ 意見の趣旨及びその理由
- ヘ その他参考となるべき事項

(2) 意見書の提出先

山形県農林水産部農業経営・所得向上推進課

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
令和 8. 2. 27	第683号	123	4	田	畑

令和8年3月10日印刷 発行所 山形県庁
令和8年3月10日発行 発行人 山形県